

# リーガルマインドを育てる小学校社会科授業

Elementary school social studies class to bring up legal mind

須本良夫\*・平野孝雄\*\*

SUMOTO Yoshio and HIRANO Takao

## 1. はじめに

本研究は、児童がルールづくりについて考え、自由で公正な社会の担い手として必要なものの考えを活用できるように育成していくために法教育を中心に据えた実践研究である。

我が国において法教育そのものが実体化したのは、司法制度改革審議会意見で「司法教育の充実」の提言を受け平成15年に発足した法務省における法教育研究会が始まりと言える。これは平成11年に内閣に設置された司法制度改革審議会での司法制度の改革のための論議及び、平成13年の「21世紀の日本を支える司法制度」と題する審議会意見書をまとめにおいて、「国民的基盤の確立のための条件整備」が柱の一つとして先の司法教育の充実が求められることとなった。

その後、学校教育における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、教育についての調査・研究・検討がなされ、平成16年にはその報告書が提言された<sup>1)</sup>。その報告書によれば、法教育は以下のように定義されている。

◇法教育＝法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育

こうして新学習指導要領のもと、数多くの法教育に取り組む実践が展開をされ報告がなされている。小学校社会科においても小学校4年生で取り組まれてきた「ごみと住みよいくらし」の内容が「ごみ出しのルール」を扱う決まりを考えていくといった観点が用意された。しかし、

ルールをなぜ考えるのか、ごみ出しにも決まりがあるという知識が習得されるだけに留まって以前のゴミの学習と同様の中身のままの学習も観られる。同じように小学校6年生では、「政治」の単元で「日本国憲法」や「法律」を直接的に学ぶ機会がある。決まり・ルールづくりという観点以上に学習者から遠い位置づけのものであり、学習内容も増加するため「政治」「日本国憲法」や「法律」を知る知識の習得で終わるといったことも見られる。

また、5年生社会科ではこうした概念の学習の狭間になっているのも現状である。本来、学習内容である様々な産業は、現実の社会では様々な法や決まりを意識してシステムとして成り立っている。当然、学習材の中にはその概念が内在しているが、学習指導要領に明示されないため、学習内容として扱われていない現状がある。それに関連し、5年生の主な学習の対象は3・4年生で扱われる地域学習と比べると日本や世界へ拡大していくものが多い。6年生同様、子どもにとっては身近さがなく、抽象的な社会の出来事となり始める。本来は自分たちの日常に非常に関連しているのだが、考えられるルールや決まりは、子どもの発達段階からしても目に見えにくいままとなってしまうがちになる。そのため、中学年の決まりの概念が、政治の学習とは連結しないまま、中学校で学び直すことに成るのが現状となる。

そこで、本研究では、小学校5年生での法や決まり概念をどのような扱うことができるのか、また教科で習得した知識を実の生活の場において活用していく事で定着させることが出来ないか実際の授業をもとに提案を行っていく。

\* 岐阜大学教育学部  
\*\* 岐阜大学附属小学校

## 2. リーガルマインドを育てる

### (1) 法教育の現状

グローバル化とともに国民の間の問題・紛争経験の広がりが増加を受け、法化社会にむけた司法制度改革が為され、国民一人一人への司法参加を目指した学校現場への法教育の必要性が求められている。こうした背景を受け平成20年版学習指導要領のもと、小学校教育へも「法に関する教材開発」が行われてきた<sup>2)</sup>。しかし、指導要領も完全実施を終えた今、開発の段階から深める段階にさしかかっているようである。法化社会の到来において公民的資質の基礎の育成をめざす社会科はもちろん、「決まりをつくること」、「決まりを使うこと」、「決まりを考え、判断すること」といった視点を取り入れた学習活動を取り入れていくとなれば法教育の充実は九年間の学校教育カリキュラム全体を考え、他教科・領域と併せて実施へ挑む重要な課題となってくる。

そこで、本実践では社会科と特別活動を連携させ、決まりについての概念の形成を社会科で、その知識の活用を特別活動において行えばより決まりの概念は実践知へと転用されると考えた。

### (2) 他国の法教育の状況

#### 〈アメリカの場合〉

はじめにでみたとおり、法教育は日本のこれからの法化社会への対応として取り入れられた所が大きい。とくに裁判員制度の導入に伴い、司法制度際各委員会の最終意見書には、「市民への法の教育の拡充の重要性」が指摘されている。これはアメリカの法教育の影響が大きいのは言うまでも無い。

そのアメリカにおいて、公民教育センター(CCE)<sup>3)</sup>は法教育プログラムの開発等を行っている民間団体である。CCEの特徴はアメリカの立憲民主制の基本となる様々な価値や原理を、幼稚園から高等学校檀家まで4つの段階に分け、実践てきな民主主義教育の側面をもった法教育の研究を行なっていると言うことである。「生まれながらの市民はいない」とのべているように、図1にみられ理想的な市民像(Infomed and Reasoned Decision Maker)を中心概念

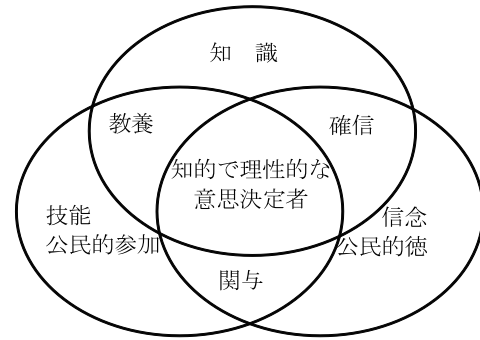


図1 市民のプロフィール理想的な民主的市民

におき、単なる知識(knowledge)だけでなく、公民的徳(Civic Virtues)や公民的参加(Civic Participation)をもってこそその市民としている。そのため、様々なユニットの学習も、単に法や法制度に対する知識・理解だけでなく、法の背後にある重要な価値や、その衝突が生じる場面の解決をするための具体的な手法を体験的に学びとるものとなっている点に特色がある。

#### 〈イギリスの場合〉

1975年にイギリスでは労働党が政権を取ることになった。その時の教育雇用大臣がBillunkettである。彼は政治学者Bernard Crickの生徒であり、このCrickこそ1998年にCitizenship Educationに関する最終答申「Education for citizenship and the teaching of democracy in school」が提出された際の委員長である。そしてこの答申において、社会に積極的に参加し、責任と良識ある市民を育てるための教育としてCitizenship Educationを2002年からKey Stage 3及び4で必修化された。その背景には、保守党政権下で生じてしまった社会格差拡大による国民の「政治への無関心」「選挙の投票率の低下」「社会システムへの理解不足」などがあった。ただ、初等段階では必修化されることはなかったが、PSHEの中で従来通り1テーマとして挙げられている。

こうした状況から、学校のグランドデザインにはCitizenshipを核とする所が現れるようになった。その特徴的な所は、学校の諸活動だけではなく、学外での取り組みにも生徒会、学校生活、募金活動、お祭りなどにおいて、良き市民として育成されるように自主性とルールが重

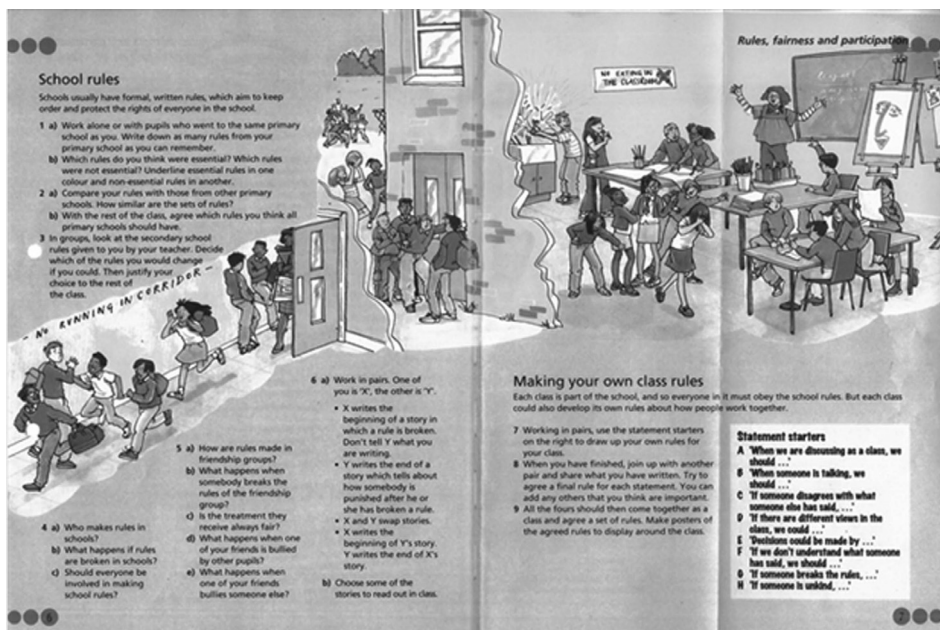


図2 school rules を学ぶシチズンシップの英国教科書

んじられている点である。

例えば英国の教科書「Citizenship」(図2) 4の中から「school rules」をみると、「学校内・友人間・クラス内のルール」について場面の設定を行い、各場面においてルールの見直しが行われている。教科書の内容を整理すると以下ようになる。

- 1, 自分の小学校のきまりを確認する。
- 2, 他の小学校のきまりを確認し、自分の学校のきまりと比較しながら、正当だと思いきまりを抽出する。
- 3, きまりの中で、変えたいと思うものを確認する。
- 4, 学校のきまりについて検討をする
- 5, 立場を決めながら、シミュレーションをする。

社会科と同じではない点もあるが、英国では教科書においても決まりをどう捉えるか手がかかりとなる指標が記述され、子ども達が「合意形成に基づくルール作りが行われていること」と「ルールに対するチェックを行うこと」を身に付けられるように仕組まれている。

### (3) リーガルマインド育成に向けて

1980年代以降、法化社会の進展が指摘されている。法システムの構築など制度的な整備と同

時に、教育的な拡充はこれまで述べたとおりである。アメリカ・イギリスに見られたようによりよき市民を育てるのは民主主義の形成者を育成するためである。その民主主義について、京都大学の土井真一は子ども達にどのように伝えるべきかという話し合いの中で、次のように定義をした。

みんなのことは、みんなで決めなければならない。  
 みんなで決めるときには、一人ひとりが対等であればならない。  
 みんなで決めるときには、一人ひとりが自由に意見を言えなければならない。  
 みんなで決めたことは、みんなで守らなければならない。  
 みんなで決めたことが間違っていたと思われるときは、みんなで改めなければならない。

本研究では、こうした民主主義の土台を初等段階の子ども達へ、社会科授業だけではなく特別活動を統合して考え、知識の習得と実際の生活の中でアクティブにリーガルマインドを育成することこそ重要であると捉えた。

なぜなら現行の社会科においては、法に関する知識を獲得することはできるものの、生活場面において活用するには乏しく、法や決まりについて、その妥当性を吟味、判断することもほとんどない。そういった現状を考えると、児童

が法に関する知識を獲得し、法的な見方や考え方を育みながら、獲得した知識をもとに日常生活に活かすという実践の場こそ必要であると捉えるからである。

研究の手順としては、以下のように行う。

- ①学校現場においてリーガルマインドを育むための授業の在り方について、理論付けを行う。
- ②英国の教科書「Citizenship」をてがかりに、教材開発を行い、授業実践を行う。  
→社会科で「知識を獲得する授業」と特別活動で「獲得した知識を活用する授業」を行う。
- ③児童を対象にアンケート調査を行い、検証する。

#### (4) リーガルマインドを育むための授業

学校生活において、児童は多くの「きまりやルール」の中で生きている。「きまりやルール」があることにより、一人一人が気持ちよく生活ができる。児童の生活の中の「きまりやルール」をみると、教師によって提示された規則、児童で決めた児童会のきまりなど、形態はさまざまである。そして、児童の生活を見ていると、「きまりやルール」を守ったり、できたかできないかを振り返ったりする話し合いが多くなされる。

しかし、特別活動の時間5は35時間しか無く「ルールやきまり」そのものを見直す時間或いは機会は限られているためか、見直す方法や手順が備わっていない場合のほうが多い。教師の言葉掛けや問題が起きた時に気付くことはあるが、多くの場合は見なおされないことが多い。それは、領域、教科において関連して「ルールやきまり」を見直すという視点をほとんど考えないまま、それぞれで捉えていることに起因する。

本研究では、授業においてリーガルマインド(法的な見方や考え方)を育むために、意図的に授業を行うことを考えた。手続きや手順などの知識を得た後、日常生活の場面で習得した知識を活用することができるかどうかを検証すれば、その知識はより確かになるという仮説である。

そのため授業の実際に関しては、英国教科書

で「きまりやルールの評価表」を子どもに示されていたように、検討する場面で使用していく。今回のものは中学校「公民」(東京書籍)の「ルールの評価表」を参考にし、小学校の発達段階に合わせて作成した。「ルールやきまりの評価表」を次の通りである。

評価の視点	
①	みんながしあわせになるために適切な内容か
②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか
③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか
④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか

社会科の授業において、持続可能な資源管理の水産業を目指す秋田県の漁業者の取り組みを取り上げる。最盛期には民謡の題材となっていたものが、ほぼ漁獲量0にまでなった時、人々は何をしたのか。そこで人が考え出した「ルールやきまり」を取り上げ、「ルールやきまりの評価表」を用いて、決まりそのものを検討し直す場を位置付ける。その背景には、ルールやきまりは人々によって創造されるもので有り、「きまりは変更できる」ということ「創作の際には公平な合意形成に基づくルール作りが行われていること」「みんなでつくったきまりもチェックする必要がある」ことに気付けるようになってほしいと考えているのである。

また、そうした知識を実生活へ転用場面を続けて仕組むことで、より決まりやルールの意識身近なものとして感じられるように、具体的なクラスで取り組む掃除について見直しはいらないかと設定を行なった。

当然、子ども達の主体的な話し合いが中心となるため、教師の教育的意図が反映しにくいことも予想されるが、導入の提案理由の後には評価表の活用に触れ、社会で学習したばかりの知識と評価の観点をどう活用し話し合いを行なえば良いかを意識付けしていく。また、ふり返る段階では対立意見の合意場面などにもふれ、みんなが納得できるものになったか等具体性を持たせたい。

### 3 平野教諭のリーガルマインドを育む小学校特別活動と社会科授業の実際

#### (1) 小学校社会科の場合 水産業の学習指導案

第5学年 社会科学習指導案

授業者：平野 孝雄

① 小単元「水産業のさかんな地域」(全15時間)

② 目標

我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようにする。

③ 指導にあたって

##### 〈単元について〉

本単元では、地図や統計資料を活用して、魚介類の漁獲量、漁業の盛んな地域や生産に従事している人々の工夫や努力を調べ、水産業は、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境との深いかかわりをもって営まれることをねらいとしている。

そこで、水産業の学習を進めるにあたって、大切にしたいことは、水産業が自分の生活に深いかかわりがあることを自ら感じることである。水産業という産業の意味を理解することを通して、水産業が私たちの生活と深い結びつきがあることを理解できるようにしたい。

- ・現在の水産業実態を多面的・多角的にとらえさせることができる。
- ・水産業に対して、自ら課題意識をもって意欲的に調べ、個人追究をする中で、水産業の役割や従事する人々の努力や工夫・願いを考えるようにする。
- ・「ハタハタ漁の3年間の禁漁期間」を多面的・多角的にとらえさせる。

##### 〈本時にかかわって〉

今回、「リーガルマインドを育む」という視点から、この教材を見てみると、教科書に掲載されている統計資料に着目することができる。

秋田県の漁業組合は、平成4年9月から平成7年9月まで漁をやめる時期、「三年間の禁漁期」を漁業関係者と行政との間できまりを設け位置付けた。

これを「資源管理」と言及しているが、「漁業者自らが禁漁期や禁漁区の設定を行っている」という点で法的に学ぶ価値があると考えられる。本時では、漁業を行っている者が行った「三年間の禁漁期」について着目する。「三年間の禁漁期」を設けた理由としては、「これまで捕ることができたハタハタが捕れなくなったという現状を漁に携わる人々が見直そうという機運が高まったから」である。

「禁漁期」を設定するにあたり、漁協、行政、漁師など、さまざまな立場から考えた時、考えの対立があった。秋田県の特産物として、禁漁期を設け、数年後の漁獲高を増やしたい漁業組合、県外の人々にも特産物として観光という視点でアピールをしたい行政、資源を守るという考え方の行政、大きな収入源として考える漁師など、立場によって主張が異なる。

「三年間の禁漁期」を位置付けることができた意味を追究することで、「きまりやルール」がなぜあるのかと児童が問うことができる。

授業の中で、「きまりやルール」の必要性を見つめる中、漁業組合の設定したきまりについて、児童とともに、作られたルールに対して、評価表をもとに、検討する場を位置付けたい。

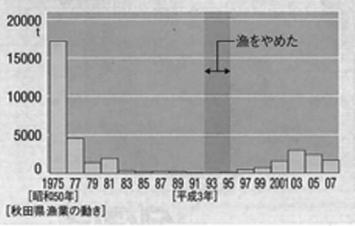
##### 〈単元指導計画 (全 8 時間)〉

- ・第一次「水産業のさかんな地域」(1時間)
- ・第二次「日本で行われている水産業」(6時間)
- ・第三次「豊かな海づくり」(1時間)

##### 〈本時のねらい〉

秋田県の漁業組合の行った資源管理について理解を深め、組合の人々の行った「3年間の禁漁期」の意味について考えを深めるとともに、漁業組合の決めたまりの妥当性についてとらえることができる。

〈本時の展開〉

	学習活動	留意点導										
導入	<p>1. 前時を振り返り、本時の内容についての見通しをもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡の焼津市では、一本釣りや巻き網漁でカツオ漁を行っていた。</li> <li>・日本の漁獲量はどうなっているのだろうか？</li> <li>・教科書「ハタハタの水揚げ量」では、年々減っている。</li> <li>・3年も取らない時期がある。</li> </ul> <p>2. 課題化をする 【課題】 『なぜハタハタ漁ができなくなる3年間を位置付けたのだろうか。』</p> <p>3. 予想する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間あれば、ハタハタが増えるから。</li> <li>・このままではいけないという考え方が広がったから。</li> </ul> <p>4. 「三年間の禁漁期」を設けた内容について、調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県漁業組合の人々のやり取りについて理解を深める。</li> <li>・秋田県漁業組合の人が集まって、ハタハタをとらない時期を決めた。</li> <li>・とってもいい時期をつくるか、話し合いがもたれた。意見が割れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量が減ってきたということに関心を寄せている児童の発言を受け、本時で、「漁獲制限」について考える。</li> </ul>  <p>◎秋田県のはたはたの水あげ量の変化 漁をやめるなどの資源管理で、水あげ量もどってきました。</p>										
展開	<p>5. 「ルールの評価表」をもとにきまりについて検討する。</p> <table border="1" data-bbox="287 1176 976 1411"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>みんながしあわせになるために適切な内容か</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>きまりをつくる過程にみんなが参加しているか</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>立場を変えても受け入れられる内容となっているか</td> </tr> </tbody> </table>		評価の視点	①	みんながしあわせになるために適切な内容か	②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか	③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか	④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか	<p>★漁業組合の取り決めに対して、どのような内容であったかをおさえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が、どのように決めたのか</li> <li>・どのような経緯で決めたのか</li> <li>・なぜ3年間なのか</li> <li>・3年間の禁漁期を設けた結果どうなったのか</li> <li>→漁獲高</li> <li>→生産高</li> <li>→従事者数</li> </ul> <p>☆評価表と照らし合わせながら、「漁業組合の人々が決めたまり」について、ルールや決まりの評価をする。</p>
	評価の視点											
①	みんながしあわせになるために適切な内容か											
②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか											
③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか											
④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか											
終結	<p>6. ふり返りをする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁師、漁業組合、行政などさまざまな立場の人の考えによって、「三年間の禁漁期」が設けられたことが分かった。三年間もハタハタを獲ることができない漁師にとっては、収入が減り、生活が苦しくなる。</li> <li>・行政の補助という考え方によって、三年間は生活が保障されるということで、安心して漁師生活ができるということが分かった。行政も、ハタハタを資源として考えており、秋田県の観光資源として守ることを漁師の合意を得て、きまりをつくったことが分かった。</li> <li>・「漁獲制限」ときまりをつくることによって、水産物は守られており、こういったきまりは、みんながしあわせに暮らすために必要なものであるということが分かった。</li> </ul>											

## (2) 小学校特別活動の場合

### 第5学年 特別活動学習指導案(略案)

①「美化環境経営の交流掃除を見直そう！」

②指導にあたって

#### 〈指導の立場〉

本校では、経営活動といってクラスごとに役割をもち、クラスとして全校に貢献をする活動が位置づけられている。それは、委員会の役割を果たすものであると考えている。

本学級では、「美化・環境経営」であり、校内の清掃や環境などを取り上げ、貢献する活動を行っている。前期には、児童一人一人に担当学級を位置付け、「交流掃除」を行っている。交流掃除は、週に三回、昼休みを自分のクラスの掃除場所の清掃を行い、掃除の時間に担当学級に行き、ともに掃除を行うのである。本来遊びたい昼休みを取りやめ、交流掃除を行っているのである。現在、運動会の取組がなされており、運動会の練習をしたいという願いもあり、交流掃除は週一回となっている。しかしながら、担当学級の掃除を観ると、落ち着いて取り組める学級とそうでない学級があるのが現状である。

#### 〈本時にかかわって〉

前時に、社会科「水産業」で「ハタハタ漁の3年間の禁漁期」を位置付け、授業を行う。その際、「ルールやきまりの評価表」を扱う。

本時では、「ルールやきまりの評価表」を用いて、「担当学級に行く回数」について、「週に何回いくか」というルールをつくり、そのルールについて評価表を用いることで、リーガルマインドを育みたいと考える。

	評価の視点
①	みんながしあわせになるために適切な内容か
②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか
③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか
④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか

実際に用いる「ルールやきまりの評価表」は上の通りである。

授業では、自分たちで定めたルールについて評価をする場を位置付けることになるが、「みんな」とらえを共通にすることが大切である。「対象の明確化」である。「きまりやルール」は、集団内における者である。5年2組という学級について、「交流掃除を〇回位置づける」という決まりについて論じるのである。対象を広げないように留意したい。

#### 〈児童の実態〉

本学級は、男子20名、女子20名の40名で構成されている。

男女間の分け隔てなく、明るく活発な印象がある。

清掃活動など、生き生きと取り組むことができ、何事にも積極的に取り組むことができる。

#### 〈単元指導計画(全15時間)〉

本時までの経過と指導・援助	主な活動
	・「美化・環境経営」として全校にできることは何か考えよう
	・「担当学級を決めよう」
	・「担当学級の掃除の様子をみよう」
	・「担当学級に必要なことは何だろうか」
	・「大掃除計画」
・「担当学級の掃除を見直そう」	

本 時

事後指導

・学級のくらしをよくしていこうという気持ちをもつとともに、係活動が楽しいと感ずることができるよう新たな活動を生み出したり、これまでの活動を練り直したりして、取り組もうとしたりしている姿を価値付ける。

〈本時のねらい〉

経営活動の交流掃除の回数を「運動会後は、何回行うか？」を話し合い、自分たちで決めた回数をきまりにするにあたり、自分たちの決めたきまりについて「きまりの評価表」を活用して検討する。

〈本時の展開〉

	学習活動	留意点																
導 入	<p>1. これまでの経営活動の「交流掃除」についてふり返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校の掃除がよくなるように、「週に三回」の取り組みをした。</li> <li>・「週に三回」の取り組みによって、担当学級の掃除はよくなった。</li> <li>・運動会の取り組みが行われている現在は、自分たちの練習があるため、「週に一回」と「毎日時間通り始めているかを確認」</li> </ul> <p>2. 課題化をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期から「日課の変更」で掃除時間が5分短くなることから、運動会後の交流掃除の回数について検討をする必要があることを児童に問う。</li> </ul> <p>【課題】運動会が終わった後、交流掃除には週3回いけばよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会前、運動会の取り組み中、運動会後について、おさえる。</li> <li>・後期から日課表の変更に伴い、掃除時間が5分減るということをおさえる。</li> </ul>																
展 開	<p>3. 交流掃除に行く回数について検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">【週一回】</th> <th style="width: 33%;">【週三回】</th> <th style="width: 33%;">【週五回】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・これまで、掃除が十分にできているため、運動会後も週一回で十分。</td> <td>・運動会前と同じように、週三回にもどす。</td> <td>・掃除時間が5分短くなったということを考え、短い時間で掃除ができるようになるまで、週五回毎日の交流掃除を行った方がよい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. クラスで決めたルールや決まりについて評価をする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">①</td> <td>みんながしあわせになるために適切な内容か</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>きまりをつくる過程にみんなが参加しているか</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>立場を変えても受け入れられる内容となっているか</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 結論付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化・環境経営として、交流掃除に行く回数は、『週〇回』とする。</li> <li>・『週〇回』とした理由を担当学級に述べるができるようにする。</li> </ul>	【週一回】	【週三回】	【週五回】	・これまで、掃除が十分にできているため、運動会後も週一回で十分。	・運動会前と同じように、週三回にもどす。	・掃除時間が5分短くなったということを考え、短い時間で掃除ができるようになるまで、週五回毎日の交流掃除を行った方がよい。	評価の視点		①	みんながしあわせになるために適切な内容か	②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか	③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか	④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『週〇回』とする理由について、一人一人が理由を明確にしながら話し合いを進める。</li> <li>・『きまりの評価表』を用いて、自分たちの決めたきまりの正当性について、検討をする。</li> <li>・クラスで決めた決まりについて、全員が理解できているようにする。</li> </ul>
【週一回】	【週三回】	【週五回】																
・これまで、掃除が十分にできているため、運動会後も週一回で十分。	・運動会前と同じように、週三回にもどす。	・掃除時間が5分短くなったということを考え、短い時間で掃除ができるようになるまで、週五回毎日の交流掃除を行った方がよい。																
評価の視点																		
①	みんながしあわせになるために適切な内容か																	
②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか																	
③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか																	
④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか																	
終 結	<p>6. ふり返りをする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化・環境経営として、『週〇回の交流掃除を行うことがきまった。評価表で検討してみると、「自分たちも休み時間に遊びたい」と考える子がいるため、毎日の『週五回』にするということについては、難しい。でも、日課表が変わり、「5分短くなった中で、これまで以上にしっかりと掃除をするには、毎日の見届けが大切である。</li> </ul>																	



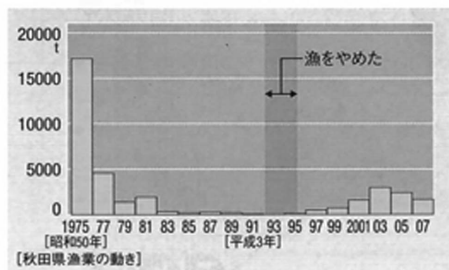
### (3) 秋田ハタハタ漁の補足説明

#### ①秋田県民とハタハタ

水産業のさかんな地域の盛んな学習で取り扱われている秋田ハタハタ漁は、秋田県民にとってはなじみ深い魚で有る。「名物八森ハタハタ、男鹿で男鹿ブリコ」と秋田音頭にも謡われている。普段は推進三百メートルあたりに住むどちらかという深海にいる魚種である。十一月過ぎに水温が下がり始めると、産卵のために沿岸に押し寄せるため冬を知らせる魚とされている。その歴史は、秋田県庁HPの「美しき水の郷あきた」によればハタハタは豊富に捕れた時代から、鮮魚のしょっつるなべのほか、保存食としての飯ずし、薫製などで主婦は腕を振るい、各種の漬物と同様に家庭の味を自慢し合った。地域の特産物を最大限利用するという意味で、ハタハタは県を代表する食材の一つだった。

漁業者にとっても、ハタハタ豊漁期の昭和38～50年は13年間連続して1万トン以上あり、その海面総漁獲量の50%前後を占め、最重要魚種であった。しかし、豊漁が毎年続いて、捕れ過ぎとなり価格は暴落し、「箱代にもならない」と言われるほど大漁貧乏が続いた。その頃は消費者も、各家庭で、数箱もしくは十数箱という単位で、ハタハタを買いおいていたといわれている。

こういった県民とのかかわりを何年にもわたる歴史や文化をもちながら、授業者が扱ったグラフのように次第にその漁獲量は減少をしていくことになる。



① 秋田県のはたはたの水あげ量の変化 漁をやめるなどの資源管理で、水あげ量がもどってきました。

#### ②漁獲量が回復できた理由

改めて授業で扱われた教科書にも掲載されているグラフをみると、1975年以後の水揚げの激減ぶりがわかる。原因は高い漁獲圧であり、

その後ほぼ0の水揚げの中、1993年までは漁を続けているのである。漁業者の苦悩が想像される。

秋田県立大学客員教授の杉山秀樹によれば、全面禁漁が可能になった理由とその後の取り組みを次のように記している<sup>6)</sup>。

その背景には、明治以前から連綿と続く漁業集落の存在がある。1894年の調査では、秋田県内には漁業集落が67あり、これらの漁業集落は現在に至るまで生活の基盤＝意志決定の単位として機能していた。実際、ハタハタ全面禁漁の検討に際し、この地域では漁業生活の中で日常的な話し合いが行われたことが、結果としてきわめて大きな意味を持ったと推察される。

また実施の中で、「行政が資源回復を命題」とし、管理方策の実施という「明確な意志を持つ」と同時に、漁業者が意志決定に際しては「参画する体制」が構築されたことが、合意形成を可能にしたと推察される。その際、漁業者、国、県の役割分担を明確にしたことにより、それぞれにおいて取り組むべき課題が明確になり、効果的かつ効率的な管理の実施が可能となった。当時の組合長の言葉を借りれば、「解禁は禁漁より難しい」ということになる。どのような形で解禁するのかの検討に、禁漁期間中の3年間で費やされた。

結果として、漁獲努力量の削減による「入り口の管理」と漁獲量を決めて漁獲する「出口の管理」の両方が実施されることとなった。前者は、底びき網隻数の1/3の減船、さし網や定置網の操業統数の削減などであった。後者は、研究機関が推定する漁獲対象資源重量に対して、漁業者などで構成するハタハタ資源対策協議会において、漁獲量を決定するとともに、沖合と沿岸の漁獲量の配分を行うというものである。

漁獲量は、禁漁直前1991年70トンが1995年には143トン、2000年には1,000トンを超え、2008年は2,857トンとなった。増減は有るものの、禁漁の一定の効果は感じられる。

また、解禁後には秋田県に留まらず、青森県、山形県、新潟県等近隣の県まで含んだ「ハタハタ資源管理協定」を締結している。これは、県内の漁獲量の増加のためには、資源管理の観点から幅広い見直しと取り組みを行なう必要感を感じたことが伝わる。

このように、一旦失われた漁業資源は、陸の農産資源とは異なり対象が生命体だけに非常に回復が困難である。そのため、杉山の指摘にもあったように、各漁業者が生活の基盤を守るために、漁業集落、県、近隣の県、国と段階へと意思決定に際して参画がなされている。

#### 4. 考察

##### (1) 〈授業者〉の振り返り

##### 〈児童の振り返りから〉

- 「みんながしあわせになる」ということを意識して考えることができた。「立場を変えても受け入れられるか」という視点がとても大切だと思う。
- いろいろな立場で考えることができたし、「みんながしあわせになれるかどうか」、「どうやってきまりをつくるのか」、「本当にみんなが参加しているのか」など考えることができました。きまりをつくるという時に役に立つし、きまりについてこういう見方や考え方をすると、ルールやきまりがある理由がわかります。
- 社会科で学んだ「ルールやきまりの評価表」は、ふだんの生活に役に立ちそうだ。今まで、自分たちのつくったルールを評価表のような視点で見直すことが無かった。
- 前よりも立場を変えて考えたり、様々な視点から考えたりすることができるようになった。ハタハタ漁の3年間の禁止が観光客や県民の声を聞いて決めることも必要であったのではないかと思う。ルールやきまりは、「全員」で決めることが大切であると思った。
- 「誰にとっても同じ意味をもつのか」というのは、考えづらかった。

児童は、「ルールやきまりの評価表」を用いることで、社会的事象を多角的に見ることができるようになったと述べている。社会的事象における「ルールやきまり」に対して、意味を追究したり、その必要性を考えたりするには非常に有効であると感じた。

また、児童一人一人にふだんの生活を見直す時や学活においても生かせるという実感があった。社会科の授業において、「ルールやきまりの評価表」を扱うことについては、有効である。

しかしながら、「ルールやきまりの評価表」

を扱う中で、留意しなければならない点も見えてきた。社会科の授業で「ルールやきまりの評価表」の児童の下した考えを以下の表に示す。

	評価の視点	はい (人)	いいえ (人)
①	みんながしあわせになるために適切な内容か	23	17
②	誰にとっても同じ内容を意味するものになっているか	16	24
③	きまりをつくる過程にみんなが参加しているか	12	28
④	立場を変えても受け入れられる内容となっているか	23	17

授業において大切であると思うことは、「みんな」が誰であるのかを明確にすることである。児童一人一人の「みんな」のとらえが定まっていなまま、評価をし、話し合いをするという結果となった。

今回の「ハタハタ漁の3年間の禁漁」という社会的事象を扱う際、「みんな」というとらえを明確にできないまま、授業が進んでいった。

教師の構えとして、「みんなとは誰か?」ということをはっきりさせ、「ルールやきまり」の在り方を児童が考えることが大切である。

##### (2) 本研究と実践の整合性と課題

平野が述べているように、本実践の中では社会科で得たルールの評価が、社会科の授業の後すぐに行なわれた特別活動で活用出来るのかということが研究仮説の検証ポイントである。

平野は、その活用を肯定的に捉えている。これを裏付けるかのように、子どもの反応を上げて社会を多角的に見る有効性を述べている。しかし、授業者の記述の最後を見落としてならない。社会科の授業において、評価の観点であるみんなとは誰かは定まっていなかったのである。

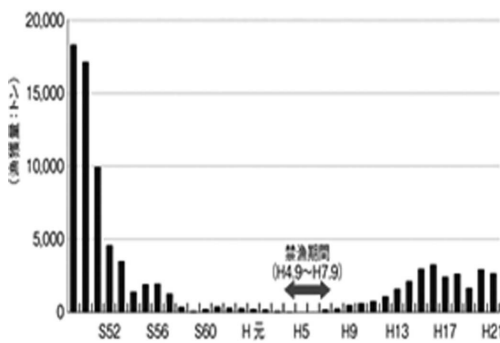
水産業のハタハタに関する評価で、みんなとは禁漁に携わった人(67の集落や県の漁業者)及びその後も資源管理に努めている人たち(県外も含め)と消費者である。その捉えがなされずに、果たして多角的に見ることが有効であると言えるのであろうか。

本單元におけるルールや決まりの評価表は、

あくまで決まりを作る過程を、授業終了時に習得した知識のふり返しをするものとして位置づけられている。そうであるなら、指導案活動4の学習過程で平野が使用した下記の配布資料において、話し合いの過程あるいは異なる立場の人物が学習者に見えてこないのは残念である。

【秋田県のアタハタ漁】

- ・アタハタは11月～12月に産卵する。
- ・67の漁業集落でアタハタ漁が行われる。
- ・アタハタ漁には、家族総出で一斉に漁に出る。



- ・昭和38年～50年は13年連続10000トン以上の漁獲量
- ・平成3年70トンの漁獲量
- ・平成4年～平成6年まで3年間の全面禁漁を実施する。  
禁漁をするにあたって、他にもきまりをつくる。  
→底引き網漁船を三分の一に減らす。  
→さし網や定置網の操業を減らす。
- ・平成7年143トンの漁獲量

その上で、平野は子ども達が特別活動や生活の上で評価表は有効としている。しかしこれについては、話し合いの過程プロセスを学ばなかった子ども達が、この社会科の授業から学んだルールや決まりに関する知識の活用なのか、これまで生活や遊びをしてきた中で学んだ、暗黙的な手続き的知識の活用なのかが不明なままである。

この提案としては、やはり合意をどう形成したのかを学習の遡上に出すことである。その時の誰かの苦悩をもとに共感や意思決定場面も構成できる。

また、アタハタの漁だけで決まりやルールを扱うのではなく、二百海里という排他的経済水域の決まりをはじめとしたマグロや鯨の漁獲量の調整等の国際的ルールにまで知識の転用を考

える構成を考えてはどうであろう。長良川河口でいえばハマグリの絶滅危惧種への指定も、複雑な要因を持ち合わせた身近な学習材である。これからの日本の水産業は、資源管理という概念が大切で有り、そこへ人々がどのような決まりやルールを、平等かつ公平に調整しようとしているかに迫ろうとするならば、単元の構成全体もさらに工夫をすることが出来る。

そうすることで、水産業にも決まりやルールがあることを考える時間ができ、学校生活の掃除とも関連づけ、民主主義とは手間がかかるがその重要性は産業や私たちの身近な生活にも入り込んでいることが実感できるであろう。

今後も特別活動における決まりやルールとの往復運動をすすめる、子ども達のリーガルマインドを確実なものに成長するように、実践者と共に研究を続けたい。

(注及び引用)

- 1 法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して ―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために―」法務省, 2004
- 2 例えば法教育推進協議会「約束をすること、守ること」に関する教材  
[http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou\\_houkyo\\_kyougikai\\_shiryuu\\_top.html](http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_kyougikai_shiryuu_top.html)
- 3 Center for Civic Education.江口勇治訳『Foundation of Democracy』現代人文社. 2001
- 4 Terry Fiehn, Julia Fiehn, This Is Citizenship 1 Second Edition, Hodder Education, 2008
- 5 学習指導要領によれば特別活動の目標は次の通りである。  
望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。
- 6 杉山秀樹「秋田県アタハタ漁獲量は、なぜ回復したか」『津波・高潮災害への備え～世界の高潮・津波調査結果を踏まえて～』海洋政策研究財団ニューズレターNo.247, 2010

参考文献

- ・「県民魚「アタハタ」の資源管理 全面禁漁へ、そして解禁へ」(秋田県, 平成10年3月)

